様式第14号（第5条関係）

|  |
| --- |
| ケースＮＯ〒　　－　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　第　　　　　　号　　年　月　日　　　　　　　　　　　　様丸亀市福祉事務所長　　　　保護決定（変更）通知書生活保護法による保護を次のとおり　　　　　したので通知します。１．　保護の種類及び支給額 |
|  | 種類 | 生活扶助 | 住宅扶助 | 教育扶助 | 一時扶助 | 合計 |  | 本人支払額 |  |
| 　月分支給・追給額 |  |  |  |  |  |  |  |
| 　月分支給・追給額 |  |  |  |  |  |  |  |
| 　月分以降支給額 |  |  |  |  |  |  |  |
| 一時扶助の内訳（再掲） |  |  |
| 生活 | 住宅 | 教育 | 介護 | 医療 | 出産 | 生業 | 葬祭 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 別途送金額 | 施設事務費 |  |  |
| 介護扶助自己負担月額　　　　　　　　　円（事業者名　　　　 　　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　　　円（事業者名　　　 　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　　　円（事業者名　　　 　　　　　　　　　　　　　　）医療扶助自己負担月額　　　　　　　　　円２．　扶助金支給日定例支給日は毎月5日（休日のときはその前日）３．　保護の　　　の時期４．　保護を　　　した理由５．　この決定通知書が申請受理後１４日を経過した理由＊　取消訴訟の提起に関する事項については裏面をお読みください。 |

（裏面）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、香川県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　①審査請求をした日の翌日から起算して50日(香川県知事から香川県行政不服審査会に諮問をした旨の通知があった場合にあっては、70日)を経過しても裁決がないとき。

②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。